

新型コロナウイルス感染症に係る保険適用による行政検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症に係る保険適用による行政検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 令和2年3月6日から SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に、同年5月13日から SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（抗原定量検査に係るもの）にあつては、同年6月25日）に、それぞれ保険適用がなされたことから、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において医師の判断により診療の一環として実施するそれぞれの検査（診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）について、県が直接実施する行政検査と同様に、当該検査費用の負担を本人に求めないこととし、検査費用の負担に係る検査受検者間の均衡を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第3条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条又は第20条の規定により COVID-19（新型コロナウイルス感染症）患者が入院している医療機関（感染症指定医療機関を含む。以下「入院医療機関」という。）、帰国者・接触者外来を設置している医療機関又は帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県が認めた医療機関であつて、県と法第15条に基づく調査に関する契約を締結したものが実施した保険適用による検査を行政検査として取り扱うものとする。

(検査の実施等)

第4条 前条の検査を実施する医療機関は、実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、「診療・検査医療機関（仮称）」等における「新型コロナウイルス感染症指定医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について」（令和2年10月9日付け事務連絡）を参照し、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）に入力することにより行うこと。この場合において、新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数、その内数として無症状者の希望に基づく検査数・PCR検査実施人数・抗原定量検査実施人数・抗原定性検査（簡易キット）実施人数、PCR検査実施人数の内数として自院で検査分析を行った者の人数を G-MIS に入力することとし、その検査は、「別紙1」に留意して実施するものとする。なお、検査の結果陽性と診断された者については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」への入力により、発生届を提出することとする。

(検査費用の請求等)

第5条 前条の規定により検査を実施した医療機関は、検査を実施した受診者に対して、検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料、又は検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（それぞれ初再診料などは含まない。）に係る金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭

和57年法律第80号)の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額(他の公費負担医療との適用順については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の規定に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。)を支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

- 2 県は、前項の規定により医療機関が受診者に対して支給した自己負担額相当額について、医療機関からの診療報酬請求に基づき、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「審査支払機関」という。)を通じて医療機関宛て支払うものとする。
- 3 第1項及び前項の規定による請求等については、「別紙2」に定める方法により行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。